

宜野湾市学校家族休暇制度 Q & A

Q1 導入の目的は

A 家族（祖父母等を含む。）で過ごす時間の確保と、様々な経験を通して心身の成長につなげていくことを目的として実施するものですが、この制度は必ず利用しなければならないものではなく、ご家庭の状況に応じて、無理のない範囲でご活用ください。

Q2 申請はどのようにするのですか

A 休暇取得希望日の一週間前に申請書を学校（担任）に提出してください。申請書は市及び各校のHPからダウンロードできます。紙での配付を希望される場合は、学校へご相談ください。

Q3 取得できる日は何日ですか。また、連続で取得することはできますか。

A 取得できる日数は年度において3日までです。取得は1日単位で、連続して取得することも、分散して取得することも可能です。

Q4 いつでも取得できますか

A 学校行事などがある場合や、その他学校長が認めることができないとした日は取得できません。取得を検討する際は学校にご相談ください。

○取得できない日

- （１）入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、教育の日
- （２）運動会、各種発表会
- （３）修学旅行、野外教育活動
- （４）単元末テスト、定期テスト、学級、学年、学校全体の活動がある日、各種行事等のリハーサル等がある場合はその日も含む。
- （５）その他、学校が定める日

Q5 どのくらい前に申請すればよいですか

A 取得希望日の1週間前までの届出を厳守してください。

Q6 子どもたちで活動しても大丈夫ですか

A この制度は、保護者の責任のもとで、家族で過ごす時間を確保するための制度であり、保護者の皆さまに子ども達の安全を確保していただく必要があることから、子どもたちだけで活動することを目的に取得することはできません。

Q7 取得することで受けることができなかった授業については、どのように対応すればよいですか。

A 補習等はいりません。保護者の判断により家庭で補ってください。

Q8 取得中に子どもがけがをした場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象になりますか。

A 本休暇制度は保護者の責任のもと取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者により安全を確保してください。学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。